



日向市告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19号第1項の規定に基づき、都市計画を決定したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月25日

日向市長 西 村



1. 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画 特別用途地区の変更

2. 都市計画を変更する土地の区域

日向市大字日知屋字コヲサキ、大迫、カコイの各一部

3. 縦覧場所

日向市本町10番5号 日向市建設部都市政策課